定款

# 長野計器 株式会社

## 第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、長野計器株式会社と称し、英文では、NAGANO KEIKI CO.,LTD. と表示する。

(目的)

- 第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
  - (1) 圧力、振動、回転、温度、電気を応用した計器、計量器、計測器、基準器、工業用装置およびこれらを利用した機械装置ならびにこれらの部品の製造および販売。
  - (2) ポンプおよびこれらを利用した機械装置器具ならびにこれらの部品の製造および販売。
  - (3) 船舶用、航空機用、消防用、工業用、医療用機械器具ならびにこれらの部品の製造および販売。
  - (4) セラミック製品の製造および販売。
  - (5) 不動産の賃貸に関する事業。
  - (6) 前各号に附帯または関連する一切の事業。

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都大田区に置く。

(機 関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
  - (1) 取締役会
  - (2) 監査役
  - (3) 監査役会
  - (4) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

#### 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、5,484 万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式 を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
  - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
  - (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

- 第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
  - ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
  - ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に 関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取 扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

(招集の時期)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集 する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者および議長)

- 第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
  - ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる ものとする。
  - ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(開催地)

第 17 条 株主総会は、長野県上田市において開催する。ただし、取締役会の決議により、本店の所在地またはその 隣接地において開催することができる。

(決議の方法)

- 第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
  - ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
  - ② 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第20条 当会社の取締役は、12名以内とする。

(選任方法)

- 第21条 取締役は、株主総会において選任する。
  - ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、 その議決権の過半数をもって行う。
  - ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 22 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第 23 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」とい う。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第 24 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める 取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令に定める範囲内で、免除することができる。
  - ② 当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第 423 条第1項に定める責任に関し、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(代表取締役および役付取締役)

- 第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
  - ② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役、常務取締役 各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

- 第 26 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。
  - ② 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会に おいて予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役および顧問)

第30条 取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。

### 第 5 章 監査役および監査役会

(監査役の定員)

第31条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第32条 監査役は、株主総会において選任する。
  - ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する 時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第 35 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項に定める 監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令に定める範囲内で、免除することができる。
  - ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項に定める責任に関し、法令に定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

- 第37条 監査役会は、各監査役がこれを招集する。
  - ② 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査役会規程)

第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## 第6章計算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
  - ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 41 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその 支払いの義務を免れる。 (附則)

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第 1 条 定款第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および定款第16条 (電子 提供措置等) の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
  - ② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、 定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
  - ③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日かいずれか遅い日後にこれを削除する。